

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

平成 28 年 11 月 9 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600245 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1600027 号

第1 結論

昭和 56 年 10 月から昭和 58 年 6 月までの請求期間及び同年 7 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月から昭和 58 年 6 月まで
② 昭和 58 年 7 月から昭和 60 年 3 月まで

私の妻が会社を退職した昭和 56 年 10 月頃に、私の妻が、A 市 B 区役所で、妻自身と私の国民年金の加入手続を行った。

請求期間①及び②の国民年金保険料については、私の妻が、毎月、自宅に来ていた市役所の集金人に妻自身の分と一緒に私の分を納付した。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、妻が会社を退職した昭和 56 年 10 月頃に、妻が、A 市 B 区役所で、妻自身と私の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 60 年 6 月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、妻が、毎月、自宅に来ていた市役所の集金人に妻自身の分と一緒に私の分を納付したと主張しているが、請求期間①及び②当時、A 市の保険料の徴収周期は、毎月ではなく 2 か月ごとであったことが、A 市役所の回答により確認できることから、請求者の主張と一致しない。

さらに、請求者の請求期間①及び②の国民年金保険料を納付したとする請求者の妻は、請求期間②の保険料について、請求者と一緒に昭和 58 年 7 月に A 市 B 区から同市 C 区に転居した後も、請求期間①と同じ市役所の集金人が自宅に集金に来ていたため、自身が、毎月、その集金人に自身の分と一緒に請求者の分を納付したと主張しているが、請求期間①及び②当時、B 区と C 区を同じ集金人が担当することはなかったことが、A 市役所の回答により確認できるこ

とから、当該妻の主張と一致しない。

加えて、前述の推認される国民年金の加入手続時点において、請求期間①のうち昭和 56 年 10 月から昭和 58 年 3 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、請求期間①の一部の期間（昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで）及び請求期間②の保険料を納付するには、過年度納付するほかないものの、請求者の妻が納付したとする市役所の集金人には、制度上、保険料を過年度納付することはできない。

また、請求者の主張のとおり請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600246 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 1600028 号

第1 結論

昭和 56 年 10 月から昭和 58 年 6 月までの請求期間及び同年 7 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月から昭和 58 年 6 月まで
② 昭和 58 年 7 月から昭和 60 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 56 年 10 月頃に、A 市 B 区役所で、夫婦二人分の国民年金の加入
手続を行った。

請求期間①の国民年金保険料については、私が、毎月、自宅に来ていた市役所の集金人に夫
婦二人分を納付した。

請求期間②の国民年金保険料については、昭和 58 年 7 月に A 市 B 区から同市 C 区に転居し
た後も、請求期間①と同じ市役所の集金人が自宅に集金に来ていたため、私が、毎月、その集
金人に夫婦二人分を納付した。

請求期間①及び②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、
記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、会社を退職した昭和 56 年 10 月頃に、A 市 B 区役所で、夫婦二人分の国民年金の
加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者
の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和
60 年 6 月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間①の国民年金保険料について、自身が、毎月、自宅に来ていた市
役所の集金人に、夫婦二人分を納付し、請求期間②の保険料について、昭和 58 年 7 月に A 市
B 区から同市 C 区に転居した後も、請求期間①と同じ市役所の集金人が自宅に集金に来ていた
ため、自身が、毎月、その集金人に夫婦二人分を納付したと主張しているが、i) 請求期間①
及び②当時、A 市の保険料の徴収周期は、毎月ではなく 2 か月ごとであったこと、ii) 当該期
間当時、B 区と C 区を同じ集金人が担当することはなかったことが、A 市役所の回答により確

認できることから、請求者の主張と一致しない。

さらに、前述の推認される国民年金の加入手続時点において、請求期間①のうち昭和 56 年 10 月から昭和 58 年 3 月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、請求期間①の一部の期間（昭和 58 年 4 月から同年 6 月まで）及び請求期間②の保険料を納付するには、過年度納付するほかないものの、請求者が納付したとする市役所の集金人には、制度上、保険料を過年度納付することはできない。

加えて、請求者の主張のとおり請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。